

教育委員会会議録

開会の日時	令和3年3月19日 午後7時00分
閉会の日時	平成3年3月19日 午後7時40分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 北村 陽 教育長職務代理人 鍋島 健二 教育委員 駒田 聡子・中村 孝史・中西 康裕
会議録に署名する委員氏名	駒田 聡子・中西 康裕
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 鈴木 光代 学校教育部長 植村 法文 教育総務課長 前村 忍 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 大島 充代 社会教育課長 山口 真司 スポーツ課長 沖塚 孝久 文化振興課長 大西 隆 教育研究所長 西村 朱美 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 山鹿 富生 学校教育課副参事 福岡 俊記 教育研究所副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 岡村 基司
会議に付した事件	議案第19号 奨学生の決定について 議案第20号 令和3年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について 議案第21号 伊勢市教育委員会公告式規則の一部改正について 議案第22号 伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会規則の廃止について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名、駒田委員、中西委員を指名

会議に付する案件

議案第 19 号 奨学生の決定について

議案第 20 号 令和 3 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について

議案第 21 号 伊勢市教育委員会公告式規則の一部改正について

議案第 22 号 伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会規則の廃止について

議案第 19 号は個人情報に関することとなるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され承認。

教育長報告

議事に入る前に私から報告をさせていただきます。

前回の教育委員会から児童生徒の命に関わるような事件、事故は発生しておりません。

卒業式または入学式に委員のみなさまにご出席いただけないのは残念ですが、厳粛の中にも和やかな雰囲気の中であったと聞いております。

3 月 13 日にはみなと小の完成式、内覧会がありました。午後の観覧者数は 1,300 人を超えたと報告がありました。地域のみなさまの関心の高さが伺われるところです。

3 月 20 日には大湊小、21 日には神社小の閉校式が行われます。ご出席いただく委員のみなさまにはお世話をお掛けいたしますが、よろしく願いいたします。

教職員の人事異動関係では一般教職員、校長、教頭の異動内示を行いました。来年度は伊勢市から校長 5 人教頭 7 人が昇任となります。今後も伊勢市からの昇任について県教委に積極的に働きかけていきたいと思っております。

本日、3 月議会が閉会となりました。後ほど教育総務課から報告があります。私からの報告は以上です。

教育長

それでは議事に入ります。

議案第 19 号「奨学生の決定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

(以下、審議内容については非公開)

(原案どおり承認)

教育長

つづきまして

議案第 20 号「令和 3 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」を議題といたします。事務部長から提案説明を行います。

事務部長

2 ページをご覧ください。

これは、令和 3 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について、教育委員会の承認を得ようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

議案第 20 号「令和 3 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」をご説明いたします。

今回の教育方針案は、平成 29 年度から実施の第 2 期伊勢市教育振興基本計画の内容に沿って作成し、第 2 期伊勢市教育振興基本計画の中の学校教育に関わる部分を中心に、来年度の関係事業や取組の内容を組み入れながら、より具体的に表記しています。

はじめに 1 ページ目の上段に伊勢市教育大綱の基本理念「郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくり」を掲げ、下段にめざす子ども像「心豊かでたくましい子ども」と、めざす学校像「子どもがかがやき学び合う学校」を記載しています。

2 ページには「めざす子ども像」「めざす学校像」を実現するための基本方針を挙げています。これは第 2 期伊勢市教育振興基本計画の 10 の方針の中から、「確かな学力と社会参画力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかに生きていくための身体の育成」、「特別支援教育の推進」、「安全で安心な教育環境づくり」、「信頼される学校づくり」の学校教育に関わる 6 つの基本方針を記載しています。

3 ページからは、それぞれの基本方針ごとに具体的な施策を挙げ、現状と課題、主な取組、数値目標を記載しています。

数値目標の進捗状況につきましては、別紙資料「伊勢市教育振興基本計画における令和 2 年度数値目標の達成状況及び令和 3 年度数値目標」をご覧ください。令和 2 年度の実績値と考察等を載せております。大きな改善が見られなかった項目については、今後の方向性を持ち具体的な取組を進めていきます。

A 3 版の折込は、令和 3 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針体系表で基本方針 1 から 6 を施策、主な取組、主な事業等を表にして、学校教育の充実のために、どのように事業や取組が関連しているかがわかるようにしています。

令和 2 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針からの主な変更点についてですが、令和 2 年度からの主な変更点として、3 ページ「学力向上推進事業」について、ICT を効果的に活用する取組について研究指定校の追加や 7 ページ（4）

情報教育の推進とICTの活用についての現状と課題に、令和2年度に1人1台タブレットが整備され、より一層の推進の必要があることなど、1人1台タブレットの導入に関するものが挙げられます。

続いて、令和3年度からの2つの新規事業について説明します。

17 ページ(1)をご覧ください。食育の推進について主な取組に「伊勢っ子朝食メニューコンクール」を追加しました。児童生徒が地場産物を使った朝食メニューを考え、食に関心を持つことを目的としています。

次に18 ページ(2)をご覧ください。健康教育の推進について主な取組に「学校歯科保健衛生指導事業」を追加しました。子どもたちが口の健康について正しい知識を持ち、生涯にわたり健康に生活できるよう歯磨きの実践力をつけることを目的としています。

数値目標の達成についてですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、体験活動や交流活動が実施できずに数値が大きく下がっています。例えば、資料6ページの「ALTとの夏季休業中等における交流事業の実施日数」や資料7ページ「小学校において職場見学や職場体験を行った学校の割合」などです。

これらについては、来年度以降、感染防止対策を行い実施することや開催方法の工夫を行うことなど考えながら進めていきます。

以上、議案第20号「令和3年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」をご説明いたしました。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

A 委員

新規事業の学校歯科保健衛生指導事業の説明がありましたが、具体的にこういうことをしていくということがあれば教えてください。

学校教育課副参事

2年生と5年生を対象にしまして、すべての学校で歯磨き指導と口の衛生管理知識の指導などを校医をしていただいている歯科医師さんと歯科衛生士さんをお願いすることを考えております。

基本的にはブラッシングに力を入れて指導していきたいと考えています。

A 委員

18 ページには児童生徒と記載されていますが、中学校での取組はありますか。

学校教育課副参事

先ほど2年生、5年生と説明しましたが、小学校では2年生、5年生を中心にすべての学年で取組を行います。中学校は取組の予定はございません。

B委員

7、8ページのICTの活用のところで、令和2年度で1人1台タブレットPCの整備が完了したと思いますが、ICT活用実証研究事業のところやICT教育環境整備事業のところにタブレットPCや電子黒板の導入を行うと記載があります。

すでに整備が完了している状態で、この記述からいくと5年生だけを指導していく、導入が終わっているのに対して導入を行う、また目標を達成しているのに数値目標にも挙がっていて、現状と記載の内容に矛盾を感じるので補足があれば教えてください。

教育研究所長

ICT活用実証研究事業につきましては、5年生で学力の漏れが出てくる児童が多いことから事業開始当初の趣旨に合わせて、5年生を中心にさらに持ち帰り学習を充実させながら、どのような指導がいいのかという事も含め、実証研究事業をさらに深く実践できるようにしていきたいということから記載をしております。

ほかの学年につきましてはGIGAスクールで整備しましたが、同じように持ち帰り学習をしながらよりよい方向を探ってはいきますが、5年生は実証研究事業として、より特化したものとして取り組んでいきます。

数値目標の達成については、電子黒板が簡易型電子黒板を含めて設置率100%となっています。100%とはなっているものの、今後も電子黒板の活用をさらに推進していく必要があると考えておりますので、記載させていただいております。

B委員

全体で取り組むのはなかなか難しいということで、1つの学年を中心にやっていくということは理解しました。

また、電子黒板の方はさらに進めていきたいということで理解できますが、タブレットPCはすでに完了しているので記載の必要があるのか疑問に感じましたので聞かせていただきました。

もう1点、20ページの体力・運動能力の向上で数値目標があがっていますが、体力テストは必ず実施する必要があるものなんでしょうか。

学校教育課長

体力テストについては、抽出形式で実施してありましたところ、県内の体力テストの結果が全国的に見て低いということから、県教委からできるだけ全校で実施するよう働きかけもあり、私どもも各学校に働きかけをしていることから記載のような目標になっております。

また、全学年ではなく、抽出した学年で実施している学校に対してはできるだけ全学年で実施するよう働きかけをしております。

ただ、全学年での実施は運動場、体育館の利用の仕方が難しく、他の行事との調整が必要となってくることから難しいとの意見もあるのが現状でございます。

B 委員

事情はよくわかりました。確かに全体でやるのは難しいと思いますが、継続して実施していただきたいと思っております。

C 委員

17 ページの伊勢っ子朝食メニューコンクールはどのようなものですか。

学校教育課長

元々、県が朝食メニューコンクールを実施しておりまして、地場産のものを使ったメニュー、調理手順を自分で考え、調理も自分で行い、コンクールに応募するといったものでございました。

伊勢市はその取組が比較的進んでおりまして、1 番良い賞を受賞することも多く、そのメニューが実際に県庁の食堂で提供されております。

ただ、応募者数が多く入賞者数も限られてくることから、食への関心を高めることを目的に、伊勢市独自の賞を設けるといった取組でございます。

D 委員

全体を通して、どの部署がどの事業に責任を持っているのか分からないので、主にどの部署が関わっていくのか体系別に記載していただくと分かりやすいのではないかと感じました。

もう 1 点、21 ページの特別支援教育の推進のところでは特別支援教育推進会議や特別支援教育コーディネーター会議はどのような方が参加するのか主催は誰なのか教えてください。

また、巡回相談の実施は資格をお持ちの方が常にいらっしゃるのかどうか、看護師の派遣は具体的にどこの看護師さんなのか教えてください。

学校教育課副参事

記載についてはわかりやすいように工夫させていただきます。特別支援教育推進会議のところには詳しく書いてありますので、そのような記載に変更させていただきます。会議の主催は教育委員会になります。

特別支援教育コーディネーターは専門家という訳ではないですが、特別支援教育の経験がある教員がコーディネーターになっております。

巡回相談員は特別支援学校の教員の方をお願いしております。

看護師につきましては、医療的ケアが必要な児童がおりますので、看護師を雇用し派遣しております。また、訪問型の看護師を派遣している学校もありま

す。

教育長

医療的ケアが必要な人数は何人ですか

学校教育課副参事

6 学校で 7 人です。

教育長

全体的な記載方法については、学校教育課のほうで工夫をお願いします。

教育長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

議案第 20 号「令和 3 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」は、修正を加えた上で、お認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

教育長

異議なしとのことでございます。よって議案第 20 号「令和 3 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」は、修正を加えた上で、承認することに決定をいたしました。

教育長

つづきまして

議案第 21 号「伊勢市教育委員会公告式規則の一部改正について」を議題といたします。事務部長から提案説明を行います。

事務部長

22 ページをご覧ください。

これは、伊勢市教育委員会が定める公表を要する規程の公布につき所要の規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

議案第 21 号「伊勢市教育委員会公告式規則の一部改正について」をご説明いたします。

現在の公告式規則では、規則等の公布等を行う際に規則は「公布」、規程は「公表」としてありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、この度「公布」に統一するものでございます。

改正内容でございますが、24 ページの新旧対照表をご高覧ください。

右側が改正前、左側が改正後でございます。第2条見出しの「公布等」を「公布」に、同条第3項中の「公表」を「公布」に、第3条の「公布又は公表の日」を「公布の日」にそれぞれ改めるものでございます。

なお、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第21号「伊勢市教育委員会公告式規則の一部改正について」をご説明いたしました。

何卒、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

議案第21号「伊勢市教育委員会公告式規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

教育長

異議なしとのことでございます。よって議案第21号「伊勢市教育委員会公告式規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

つづきまして

議案第22号「伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会規則の廃止について」を議題といたします。事務部長から提案説明を行います。

事務部長

25 ページをご覧ください。

これは、伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者の選定が終了したことにより、規則を廃止しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育研究所から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育研究所副参事

議案第 22 号「伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会規則の廃止について」をご説明いたします。

今回廃止しようとする規則は、児童生徒 1 人 1 台タブレット端末の導入にあたり、端末導入事業者を選定するための選定委員会の設置を定めた規則で、端末導入の受託者の選定が終わり、端末についても全小中学校への納入が完了したことから、本規則を廃止しようとするものです。

以上、議案第 22 号「伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会規則の廃止について」をご説明いたしました。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、教育研究所から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

議案第 22 号「伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会規則の廃止について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

教育長

異議なしとのことですので、よって議案第 22 号「伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会規則の廃止について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了いたしました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

教育長

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。